

地方自治特論 A

(地域政府再編論)

2017 年度春学期

第 3 回 (資料)

2017. 4. 27 (木)

第 3 時限 (13: 00~14: 30)

3 号館 811 室

片木 淳

katagi@waseda.jp (◎は@)

次回までに

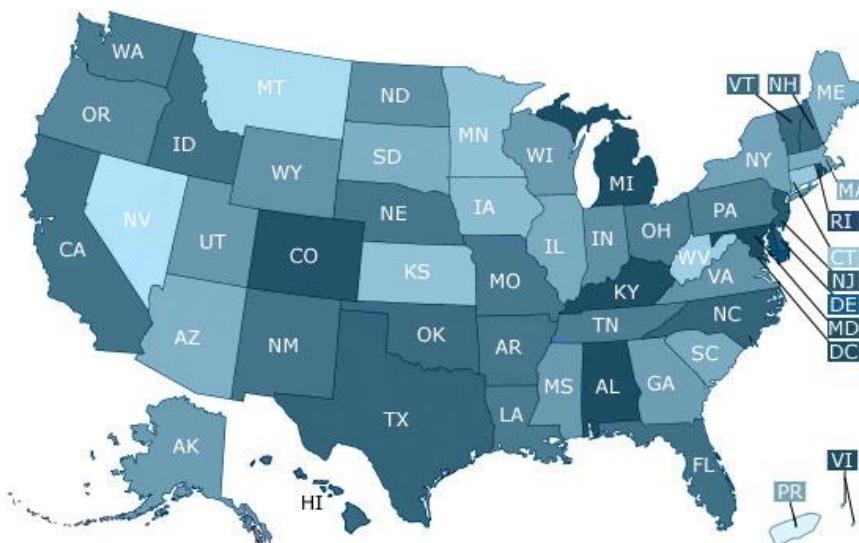
(討論資料)

ゲーテ「ドイツの統一について」

(最後に掲載)を読んで、研究しておくこと。

1 アメリカ

(United States of America)



【地図の出典：アメリカ大使館 HP】

* 一般事情

1. 面積 962.8 万平方キロメートル、50 州・日本の約 25 倍
2. 人口 3 億 875 万人 (2010 年 4 月 米国国勢局)
3. 首都 ワシントン D.C.
4. 言語 主として英語 (法律上の定めはない)
5. 宗教 信教の自由を憲法で保障、主にキリスト教

* 政治体制・内政

1. 政体 大統領制、連邦制 (50 州他)
2. 元首 ドナルド・トランプ (Donald J. Trump) 大統領 (2017 年 1 月 20 日就任。
憲法により三選は禁止。)
3. 議会
二院制
上院 100 議席、任期 6 年 (2 年毎に約 3 分の 1 ずつ改選)
下院 435 議席、任期 2 年 (2 年毎に全員改選)
(注) 2017 年 1 月現在の議席構成は、上院 (民主党 48, 共和党 52), 下院 (民主党 193, 共和党 240, 欠員 2)

【以上出典:外務省 HP「各国・地域情勢>北米>米国>基礎データ(2017年1月17日)」
資料から抜粋、作成】

* **連邦制の成立過程**

- 1776年 13州「独立宣言」
- 1777年 連合規約を採択、「アメリカ合衆国 United States of America 」成立
ただし、国家連合 Confederation
- 1787年 フィラデルフィア憲法制定会議、連邦制採用
- 1788年 合衆国憲法発効

* **連邦と州の関係**

- 州の利害を代表する上院 定数 100 各州から 2名ずつ
- 合衆国憲法第 6 条第 2 項 「この憲法、これに準拠して制定される合衆国の法律および合衆国の権限をもってすでに締結され、また将来締結されるすべての条約は国の最高の法 (the supreme law of the land) である」とする「連邦の優位」規定
- 合衆国憲法修正第 10 条 「本憲法によって合衆国に委任されず、また各州に対して禁止されていない権限は、各州それぞれにあるいは人民に留保される。」
- 連邦政府 外交、軍事、貨幣の鋳造、度量衡の標準の設定、郵便局の建設など
- 州政府 自州の主要道路の管理、教育、銀行、租税、離婚、アルコールに関する法、独自の民法、刑法など
- 各州に対して禁止されている権限 条約・同盟の締結、議会の同意を得ないで輸入税、輸出税を課すことなど

(参考)

The Constitution of the United States of America

Article. VI.

Clause 2: This Constitution, and the Laws of the United States which shall be made in Pursuance thereof; and all Treaties made, or which shall be made, under the Authority of the United States, shall be the supreme Law of the Land; and the Judges in every State shall be bound thereby, any Thing in the Constitution or Laws of any State to the Contrary notwithstanding.

Amendment X

The powers not delegated to the United States by the Constitution, nor prohibited by it to the states, are reserved to the states respectively, or to the people.

2 カナダ (Canada)



【出典：独立行政法人農畜産業振興機構HP「国際情報コーナー > 海外情報 > 海外情報（畜産）」「需給動向（情報誌「畜産の情報」の最新記事から）」「過去の記事はこちら」「月報」「月報『畜産の情報』／バックナンバー」「2010年11月」「【海外駐在員レポート】カナダの酪農事情】

* 一般事情

1. 面積 998.5万km² (世界第2位、日本の約27倍)
2. 人口 約3,616万人 (2016年4月カナダ統計局推計、日本の約4分の1)
3. 首都 オタワ
4. 言語 英語、仏語が公用語
5. 宗教 ローマン・カトリック教 (加国民の約半分近く)

* 政治体制・内政

1. 政体 立憲君主制 (イギリス型議院内閣制と連邦主義に立脚)
2. 元首 エリザベス二世女王 (但し、総督が女王の代行を務める。総督 デービッド・ジョンストン)
3. 議会 二院制 (上院 105名、下院 338名)
4. 政府 首相 ジャスティン・トルドー首相 (自由党)
5. 内政

- (1) 2015年10月19日の下院総選挙の結果、自由党が過半数（184議席）を制して多数政権を獲得。9年9か月政権与党を維持したハーパー首相（保守党）の政策に対して国民が「変化（回帰）」を求めた。
- (2) 新政権では、首相を除く閣僚29名のうち女性が15名と半数以上。シーカ系4名、障害者2名、先住民2名を含むなどカナダの多様性を反映しているほか、全州から閣僚を選出する等、地域バランスにも配慮している。
- (3) 政権としての最優先事項は、選挙公約に掲げた中間層の減税及び最富裕層への増税措置であり、また財政均衡路線の保守党前政権に対し、3年間の財政赤字を組んでの大規模なインフラ整備を公約に掲げている。
- (4) カナダ議会は二院制。下院は小選挙区制、上院は任命制（定年75歳）。

【以上出典：外務省 HP「各国・地域情勢>北米>カナダ>基礎データ(2017年1月11日)」資料により作成】

* 歴史

- 1867年 自治領となる。英国の「1867年英國領北アメリカ法」が憲法。
連邦制採用
- 1926年 主権国家としての地位獲得（バルフォア宣言）
- 1931年 「ウエストミンスター憲章」で完全独立
ただし、1982年まで、憲法改正には英国議会の承認が必要。
- 1982年 新憲法

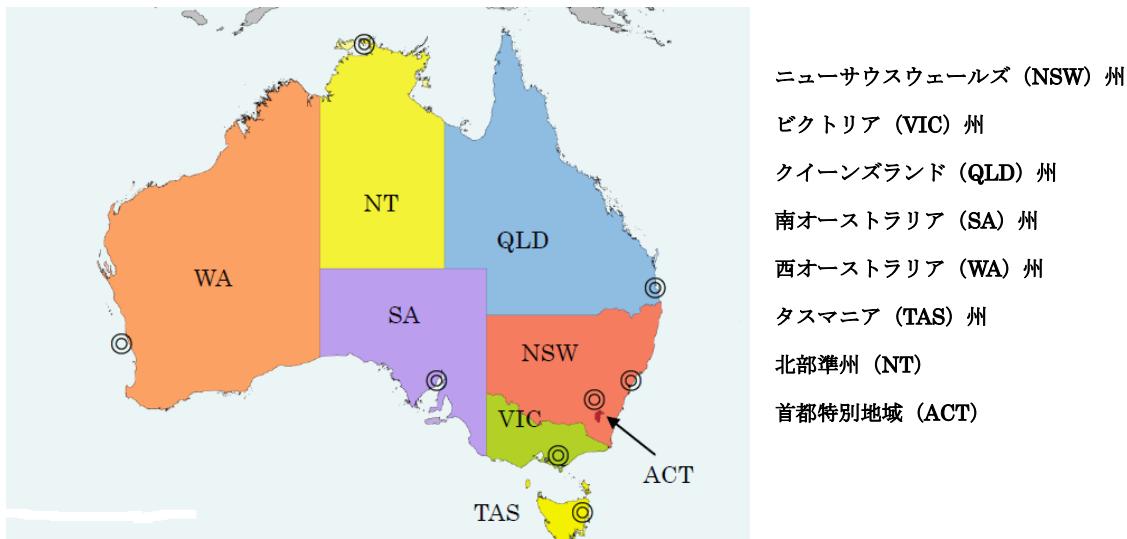
* 連邦と州の関係

- ・ 上院は、首相の助言に基づき総督によって任命される105名の議員からなる。オントリオ州、ケベック州、西部諸州、大西洋諸州からそれぞれ24名ずつ、ニューファンドランド・ラブラドル州から6名、3つの準州から各1名。
- ・ 議院内閣制と連邦制の組み合わせ。上院は下院と同等の権限を有するが、重要な例外として、政府は上院ではなく下院に対して責任を負い、予算案は下院にのみ提出される。
- ・ 連邦の権限——国防、貿易と通商、金融制度、刑法、市民権、漁業、航空、海運、鉄道、通信、原子力
- ・ 州の権限——教育、財産、公民権、司法行政、医療保健制度、州内の天然資源、社会保障、自治体機関等
- ・ 北米唯一のフランス系州ケベックの存在

【出典：「Mapleleafweb」HP「Features」「Federalism in Canada: Basic Framework and Operation」】

3 オーストラリア

(Commonwealth of Australia)



【地図の出典：自治体国際化協会 HP 「オーストラリア地方自治体の公務員制度について (Clair Report No. 377(Feb 5, 2013))」】

* 一般事情

1. 面積 769 万 2,024km² (日本の約 20 倍、アラスカを除く米とほぼ同じ) (出典：ジオサイエンス・オーストラリア)
2. 人口約 2,413 万人 (2016 年 6 月。出典：豪州統計局)
3. 首都 キャンベラ (人口約人口約 38.6 万人 [2016 年 6 月。豪州統計局])
4. 民族 アングロサクソン系等欧州系が中心。その他に中東系、アジア系、先住民など。
5. 言語 英語
6. 宗教 キリスト教 61%、無宗教 22% (2011 年国勢調査)

* 政治体制・内政

1. 政体 立憲君主制
2. 元首 エリザベス二世女王 (英国女王兼オーストラリア女王)。但し、連邦総督 (2014 年 3 月 28 日、ピーター・コスグローブ元国防軍司令官が就任) が王権を代行。
3. 議会 二院制；上院 (定員 76、任期 6 年、各州からの代表) : 保守連合 29, 労働党 26, グリーンズ 9, ワン・ネーション 4, ゼノフォン・チーム 3, 他 4, 欠員 1 (2017 年 3 月現在)
下院 (定員 150、任期 3 年、小選挙区制) : 保守連合 76, 労働党 69, グリーンズ 1, ゼノフォン・チーム 1, 他 3

4. 政府 首相 マルコム・ターンブル（自由党）（2015年9月15日首相就任）
5. 内政
 - 1.連邦議会においては自由党及び国民党からなる保守連合と労働党が二大勢力として拮抗（二大政党制による議院内閣制）。
 - 2.2007年11月の総選挙でラッド氏率いる労働党が、豪州史上二番目の長期政権となっていたハワード氏率いる保守連合（自由党・国民党）を破り政権の座に返り咲く。
 - 3.2010年6月、支持率が低下していたラッド首相に代わり、ギラード首相就任。直後の総選挙の結果、いずれの党も過半数を取れず、労働党がグリーンズ1名、無所属議員3名を取り込み第2次ギラード政権発足。
 - 4.2013年6月、導入した政策の不評、議会の難しい舵取りで支持率が低下した労働党は、再度ラッド氏を党首に選出。ラッド首相は、同年9月に連邦議会選挙を実施することを発表。
 - 5.同総選挙でアボット氏率いる自由党を含む保守連合が勝利し、2007年12月以来の政権の座に就く（自由党は2007年の総選挙で政権を失ってから、2度の党首交替を経て、2009年12月にアボット氏が党首に就任。以来副党首のジュリー・ビショップ氏と共に党を率いる。）。ビショップ氏はアボット政権発足と同時に、外相就任。
 - 6.2015年9月、アボット首相の支持率低迷を受け、自由党党首選挙が実施され、ターンブル前通信大臣が首相に就任。
 - 7.2016年7月、連邦議会総選挙が実施され、保守連合が僅差で勝利し、ターンブル首相が続投。
 - 8.連邦の立法権限は、憲法により国防、外交、通商、租税、通貨、移民等の特定の事項に限定されており、その他は州の権限。

* 歴史

- 1770年 英国人探検家クックが現在のシドニー郊外、ボタニー湾に上陸、英國領有宣言。
- 1788年 英国人フィリップ海軍大佐一行、シドニー湾付近に入植開始、初代総督に就任。
- 1901年 豪州連邦成立（六つの英國植民地が憲法を制定。連邦制を採用）。（現在6州2特別地域）
- 1942年 英国のウェストミンスター法受諾（英國議会から独立した立法機能取得）。
- 1975年 連邦最高裁の英國枢密院への上訴権を放棄。
- 1986年 オーストラリア法制定（州最高裁の上訴権を放棄する等英國からの司法上の完全独立を獲得）。

1999年 共和制移行の是非を問う国民投票を実施（結果は立憲君主制の継続）。

【以上出典：外務省 HP「各国・地域情勢>大洋州>オーストラリア連邦（2017年4月21日）>基礎データ」資料にから抜粋、作成】

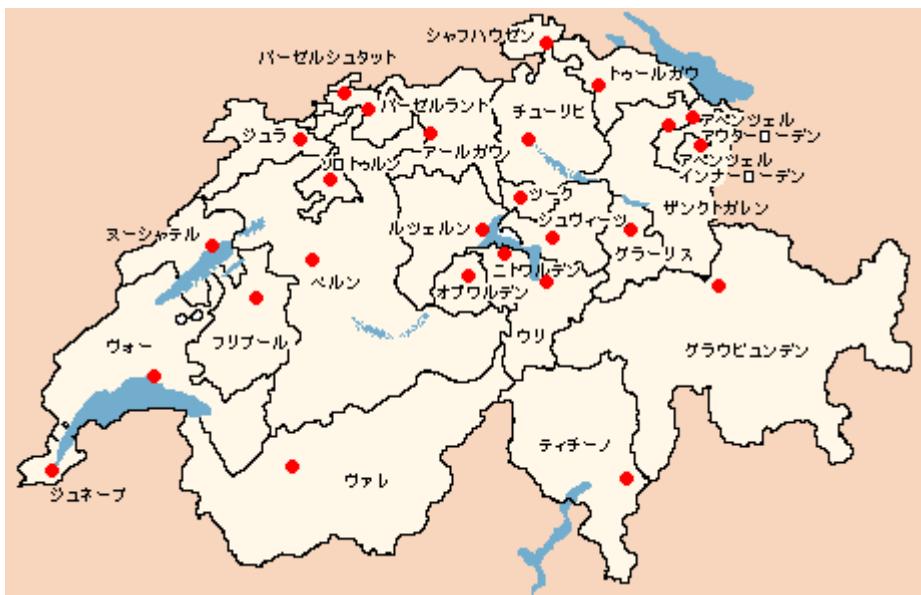
* 連邦と州の関係

- 上院は州を代表する議会として形成される。それぞれ州は人口にかかわらず12人（準州と特別地域は2人）の上院議員を選出する（計76人）
- オーストラリア憲法第109条 管轄権が重なる場合は、連邦法が優先
- 同51条 連邦の立法権限、国防、外交、通商、租税、通貨、移民等の特定の事項に限定、その他は州の権限

【出典：オーストラリア「Parliament of Australia」HP「Senate」による。】

4 スイス

(Swiss Confederation)



【地図出典：www.eu-alps.com による。】

* 一般事情

- 面積 4.1万平方キロメートル（九州と同じくらい）
- 人口 824万人（2014年、スイス連邦統計庁）
- 首都 ベルン（人口約13万人）（2013年、スイス連邦統計庁）
- 民族 主としてゲルマン民族（外国人約24%）

5. 言語 独語 (64%)、仏語 (23%)、伊語 (8%)、ロマンシュ語 (1%) (2013年、スイス連邦統計庁)
6. 宗教 カトリック 38%、プロテstant 26%，その他キリスト教 6%，イスラム教 5% (2013年、スイス連邦統計庁)

* 政治体制・内政

1. 政体 連邦共和制 (26の州(カントン)により構成される)
2. 元首 シモネット・ゾマルーガ大統領 (2015年1月就任、任期1年) (内閣全体が集団的な国家元首であり、大統領はその中の第一人者)
3. 議会 2院制 (上院 (全州議会) 46議席、下院 (国民議会) 200議席)
4. 政府 首相 なし
5. 内政
 - (1) 政治体制
 - ・連邦議会は二院制で、国民代表の国民議会 (下院) (200議席) と州代表の全州議会 (上院) (46議席) で構成される。連邦議会の選挙は4年ごとに行われる。
 - ・内閣 (連邦参事会) は、連邦議会によって選出される7人の閣僚で構成される。7人はそれぞれ各省の大蔵を務め、その中の1人が大臣兼任のまま、任期1年の大統領となる。スイスの大統領は、閣僚7名が1年ごとに交替で務める輪番制 (毎年1月1日に就任)。
 - (2) 直接民主制

スイスは直接民主制が浸透しているのが特徴。主として、イニシアティブ (国民提案制度) とレファレンダム (国民投票制度) の2つの制度からなる。

 - ・イニシアティブ：連邦レベルでは、有権者10万人以上の署名を要件として、国民は連邦憲法の全面改正又は部分改正の提案を行うことが可能。
 - ・レファレンダム：連邦レベルでは、義務的レファレンダム (連邦憲法の改正等に際して必要) と任意的レファレンダム (有権者5万人の署名によって要求できる。) の2種類がある。年間約4回実施される。
 - (3) 最近の政治情勢

1959年以降、スイスの連邦内閣の7閣僚ポストが、与党間で一定の比率に従って割り振られてきた (「魔法の公式」：社会民主党、自由民主党、キリスト教民主党がそれぞれ2閣僚、国民党が1閣僚) が、1990年代後半以降、EU加盟反対、入国管理強化等を唱える右派政党の国民党が躍進を遂げた (1999年の連邦議会選挙では第2党に、2003年の選挙では第1党に躍り出した) 結果、2003年に、閣僚の政党配分比率が約半世紀ぶりに再編成された (社会民主党、自由民主党、国民党がそれぞれ2閣僚、キリスト教民主党が1閣僚)。

2007 年 10 月の連邦議会選挙において国民党は第 1 党の座を維持したが、同年 12 月に実施された閣僚選出選挙で同党出身の現職大臣が落選したことによる端を発し、国民党は連立政権から離脱した。その後の同党の分裂（同党より分離する形で市民民主党が成立）等を経て、2009 年 1 月以降は 5 党が連立している（社会民主党、自由民主党がそれぞれ 2 閣僚、国民党、キリスト教民主党、市民民主党がそれぞれ 1 閣僚）。

* 歴史

- 1291 年 スイス誓約同盟
- 1815 年 欧州列強がウィーン会議でスイスの永世中立を承認。
- 1848 年 連邦憲法制定・連邦内閣樹立
- 1960 年 EFTA 加盟
- 1973 年 EC と自由貿易協定締結
- 1999 年 EU と第 1 次二国間協定を署名（政府調達、農産品市場へのアクセス自由化等 7 分野、2002 年発効）
- 2000 年 現行憲法施行
- 2002 年 国連加盟（190 番目の加盟国）
- 2004 年 EU と第 2 次二国間協定を署名（詐欺対策、加工農産品等 9 分野、一部を除き 2005～2008 年発効）

【以上出典：外務省 HP 「各国・地域情勢>欧州（NIS 諸国を含む）>スイス連邦（2017 年 3 月 2 日）>基礎データ」資料から抜粋、作成】

* 連邦と州の関係等

- ・ 連邦参議院 Ständerat
Obwalden, Nidwalden, Basel-Stadt, Basel-Landschaft, Appenzell Ausserrhoden 及び Appenzell Innerrhoden は 1 票、他は 2 票、計 46 票
- ・ 憲法第 3 条
「州は、連邦憲法により制限されない限り主権を有し、連邦の権限に委ねられない権限のすべてを、主権者として行使する。」
- ・ 権限分配
連邦の権限——外交、防衛及び市民保護、郵便、電話及び情報通信、貨幣制度、国道及び国鉄、軍事等

【出典：スイス「Die Bundesversammlung - Das Schweizer Parlament」HP 「Der Ständerat」】

(次回討論資料) ゲーテ「ドイツの統一について」

それから、私たちは、ドイツの統一について、どういう精神においてそれが可能となり望ましいかを話し合った。

「ドイツが統一されないという心配は、私にはない。」とゲーテはいった。「立派な道路ができる、将来鉄道が敷かれれば、きっとおのずからそうなるだろう。しかし、何をおいても、愛情の交流によって一つになってほしい。つねに、外からの敵に対して団結してほしいものだ。ドイツのターレルやグロッセンが全国で同一の価値を持つために、統一してほしいよ。私の旅行鞄が全部で36の国を通るたびに開かれないで済むように統一してほしいな。ヴァイマル市民の市発行の旅券が隣りの大國の国境官吏によって一人の外国人の旅券として扱われ、不十分だなどと剣突をくうことがないように、統一してもらいたい。ドイツの国々のあいだで、国内だとか国外だとか、もうこれ以上言わないようにしたいね。さらに、度量衡や商業貿易においても、ドイツは一つにまとまりたい。その他、同じようなことは無数にあるが、いちいち言うまでもないだろう。

「けれども、ドイツ統一の内容が、大国らしい唯一の大規模な首都を持つことであり、この一つの首都が、一人ひとりの偉大な才能を伸ばすために有益であるとか、国民大衆の福祉になるとかいうのなら、それはまちがっている。

「国家を、たくさんの手足を持った生きた体に比較した人がいる。だとすれば、一国の首都は心臓にあたる。生命と健康が、そこから個々の肢体へ流れこむ。しかし、その肢体が心臓からひじょうに遠くへだたっているばあいは、流れてくる生命はますます弱く感じられる。デュパンだったと思うが、あるフランスの才人は、フランスの文化状況を地図に描いてみせた。開発が進んでいる州は明るい色で、遅れているところは暗い色で、一目でわかるようにした。それによると、首都から遠く離れた南部の諸州は、真黒に塗られている。そこが、未開のままになっている証拠なのだね。けれども、フランスのようなすばらしい国には、一つの大中心地ではなく、十の中心地があって、そこから光明と生命が流れ出ているほうがよいのだよ。

「ドイツが偉大であるのは、驚くべき国民文化が国があらゆる場所に均等に行きわたっているからだ。ところで、国民文化の発生地で、その担い手となり、育ての親となるのは、各王侯の城下ではないか。——もしも、数世紀来ドイツに二つの首都、ウィーンとベルリン、あるいはただ一つの首都しかなかったとすれば、いったいドイツ文化はどうなっているか、お目にかかりたいものだ。いや、そればかりか、文化に伴って隅々まで拡がっている富の状態はどうなっていることだろう。

「ドイツには、全国に分散した20以上の大学、百以上の公立図書館がある。それに美術館、自然界のあらゆる物を集めた博物館、同様に無数にある。というのも、諸侯がこういいう美しいもの立派なものを側に集めようと配慮されたからだ。高等学校や工業学校や商業

学校も、あり余るほどある。いや、学校のない村は、ドイツにはほとんどないね。けれども、この点について、フランスの有様はどうだね。

「さらにまた、ドイツの劇場の数は、70 を越える。それがまた、国民の教養を高める担い手とも促進者ともなっていることは無視できないよ。音楽や歌に対する感覚と訓練がドイツほど普及している国は、どこにもない。これだって、大したものさ。

「それはさて、ドレースデンやミュンヘンやシュトゥットガルトやカッセルやブラウンシュヴァイクやハノーヴァーというような都市を考えてみたまえ。これらの町々がその中に貯えている大きな生活物資を考えてみたまえ。そこから近隣の地方へ及ぼす影響を考えてみたまえ。その上で、もしこれらの都市が昔から王侯の居住地でなかったなら、すべてはどうなっていたか自分に問うてみればいい。

「フランクフルトやブレーメンやハンブルクやリューベックは、大きくて、見事な都市だ。それらがドイツの国富に及ぼす影響は、まったく数えきれないよ。けれども、もしそれらの都市としてどこかのドイツの大国に併合されていたら、今日の姿はありえただろうか。——私は、当然、疑わしいと思う。」

[出典： 1828年10月23日（木）、エッカーマン『ゲーテとの対話』（1969年、山下 肇氏訳、岩波文庫）]